

岡山県自動車関連企業ネットワーク会議 会則

(名称)

第1条 本会は、岡山県自動車関連企業ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 本県自動車関連企業の競争力強化と持続的発展により、本県を世界に誇る自動車産業の拠点とすることを旨とし、意欲ある県内自動車関連企業が集い、自由闊達な意見交換の下、自動車産業や新たな技術動向に関する最新情報を共有し、技術力や生産性の向上、人材育成、取引拡大等に主体的に取り組むことを目的とする。

(事業)

第3条 ネットワーク会議は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 情報収集及び発信
- (2) 自動車関連技術の最新動向等の講演会・セミナーの実施
- (3) 各種分科会活動の実施
- (4) 交流会の開催
- (5) 人材育成
- (6) 展示会出展等による取引機会の創出
- (7) その他、ネットワーク会議設立の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 ネットワーク会議は、本会の目的に賛同する会員で構成する。

2 会員は、次のいずれかの要件を充たす者とする。

- (1) 岡山県内自動車関連企業及び業とする者
- (2) 自動車関連産業に参入を希望する岡山県内企業及び業とする者

(入会及び退会)

第5条 ネットワーク会議への入会は、「入会申込書」を提出することとし、役員会の承認により入会できる。

2 会員は、「退会届」を提出することにより、退会することができる。ただし、所定の会費を納入しない場合は、退会とみなす。

3 本会の会員として適当でないと認められる場合は、役員会において、除名することができる。

(役員)

第6条 ネットワーク会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 15名以内
- (4) 監事 2名

- 2 役員は、総会において選出する。
- 3 会長は、ネットワーク会議を代表し、役員会、その他の会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代行する。
- 5 幹事は、ネットワーク会議の運営、その他会務を行う。
- 6 監事は、会計を監査する。

(任期)

第7条 役員は、任期は2年とする。ただし、補欠又は増員により就任した役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任を妨げない。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を引き続き行う。

(役員会)

第8条 役員会は、会長、副会長、幹事及び監事により構成し、ネットワーク会議の事業を執行する。

- 2 役員会は、会長が必要と認めるとき及び役員3分の1以上から請求があったときに開催する。
- 3 役員会は、役員過半数の出席（委任状を提出した上での欠席の場合を含む。）により成立し、役員会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(企画委員会)

第9条 ネットワーク会議に企画委員会を置く。

- 2 企画委員会は、事業の企画立案、情報収集と会員への提供、会員ニーズの課題の取りまとめ等を行うとともに、事務局事務をつかさどる。
- 3 企画委員会は、委員及びサポーターの職員により構成し、役員会の承認を得た上で、選任する。

(サポーター)

第10条 ネットワーク会議に、本ネットワーク会議の活動に協力しようとする大学、行政機関、産業支援機関、企業等のサポーターを置き、会長は、必要に応じてネットワーク会議の事業について指導、助言等の協力を求めることができる。

(総会)

第11条 総会は、ネットワーク会議の事業及び運営に関する次の事項について審議、決定する。

- (1) 会則の改廃
- (2) 役員を選任に関する事項
- (3) 事業計画及び事業報告の承認
- (4) 収支予算及び収支決算の承認
- (5) その他、ネットワーク会議の事業運営に関する重要事項

- 2 総会は、会員をもって構成する。
- 3 総会は、通常総会及び会長が必要と認めた場合は臨時総会を開催することができる。
- 4 総会は、会長が招集、会長が議長となる。
- 5 総会は、会員の過半数の出席（委任状を提出した上での欠席の場合を含む。）により成立し、総会の議事は出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（会費等）

第12条 会員の会費は年額5万円とする。なお、事業年度中途での入会も同額とする。

- 2 会長は、一部事業の実施に伴い別途参加負担金等を徴収することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、将来恒常的な事業経費が必要になった場合は、総会に諮ることとする。

（事業年度）

第13条 事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、ネットワーク会議が設立された年度の事業年度は、ネットワーク会議設立の日から始まることとする。

（守秘義務）

第14条 会員はネットワーク会議の活動を通じて知り得た他の会員の個人情報や企業情報を、ネットワーク会議の目的に反して利用してはならない。

- 2 事務局は、すべての会員情報を適切に管理しなければならない。

（その他）

第15条 この会則に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成29年8月25日から施行する。